

令和2年2月3日

川崎港で働く皆様へ

川崎市港湾局

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（お願い）

新型コロナウイルス感染症について、国内においてヒトからヒトへの感染が認められた状況等に鑑み、今後の更なる拡大防止に向けて、別添のとおり国土交通省から協力要請がありました。

つきましては、川崎港でも水際対策に万全に期すとともに、川崎港で働く皆様の感染予防を図るため、御協力をお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和2年 1月30日

各港湾管理者 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（協力要請）

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況、及び、我が国において、ヒトからヒトへの感染が認められた状況に鑑み、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、本日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部、及び、国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、国土交通省対策本部において、別添の通り大臣指示がなされました。

つきましては、水際対策に万全を期すとともに、職員等の感染予防を図るため、下記についてご協力をお願いします。

記

1. 引き続き、検疫所を含む水際対策における関係者と緊密な連携体制を確保いただき、水際対策に一層の万全を期すようお願いいたします。
2. 旅客船ターミナルを含む国際埠頭内で働く職員や作業員、従業員などにマスクの着用、うがい、手洗いの励行等を行い、感染予防対策に努めるようお願いいたします。

# 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年1月30日

## 大臣指示

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況、及び、我が国において、ヒトからヒトへの感染が認められた状況に鑑み、感染拡大の防止に全力を尽くすため、関係省庁と連携し、以下の事項に取り組むことを指示する。

1. 海外の邦人の安全を確保するため政府が行う退避措置に対し、特に以下の点について最大限の対応を行うこと。
  - ① 帰国のためのチャーター機の確保
  - ② 帰国された方々の検査に伴う宿泊先の確保
  - ③ 帰国された方々の移動手段の確保
2. 検疫当局と密接に連携し、水際対策をなお一層徹底すること。
3. 感染予防対策の周知、体調不良時における医療機関受診の勧奨など、訪日外国人旅行者の健康確保を一層徹底すること。
4. 関係事業者における感染予防対策を要請すること。
5. 観光面を中心に、経済的な影響について、その動向の把握を行うこと。